様式第20号（第86条関係）

様式第二十号を次のように改める。

機　械　等　設置・移転・変更届

<table>
<tr><td>事業の種類</td><td></td><td>事業場の名称</td><td></td><td>常時使用する労働者数</td><td></td></tr>
<tr><td>設置地</td><td colspan="2"></td><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="2">電話　（　）</td></tr>
<tr><td>計画の概要</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数</td><td>種類等</td><td colspan="2">取扱量</td><td colspan="2">従事労働者数</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>男</td><td>女</td><td>計</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参画者の氏名</td><td></td><td>参画者の経歴の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>工事着手予定年月日</td><td></td><td>工事落成予定年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

年　　月　　日

事業者職氏名

労働基準監督署長　殿

備考

１　表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。

２　「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。

３　「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。

４　「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。

５　「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第７の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げる機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ　別表第７の21の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ　「種類等」の欄は、有機溶剤等にあってはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第１条第１項第３号から第５号までに掲げる区分を、鉛等にあってはその名称を、焼結鉱等にあっては焼結鉱、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあっては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあっては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ　「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第７の14の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉱の種類ごとに記入すること。

ニ　「従事労働者数」の欄は、別表第７の14の項、15の項、23の項及び24の項の上欄